【高齢ドライバー①】

交通事故の発生状況は、全体として減少傾向にあるものの、高齢ドライバーの割合は増加傾向にあります。75 歳以上の高齢ドライバーの死亡事故件数は、一般原付以上運転者の免許保有者 10 万人当たり死亡率でみると、75 歳未満の運転者よりも多く発生しています。一方、若年者にも着目すると、16 歳～19 歳では 10.29、85 歳以上では 10.67 とほぼ同程度です。16 歳から 24 歳では 4.50、70 歳以上では 4.39 となります。高齢ドライバーと若年ドライバーで高いと認識しておくのが公平です。

改正道路交通法における高齢者対策は、高齢ドライバーの事故防止を目的として、運転技能検査の導入やサポートカー限定免許の創設などが盛り込まれています。75 歳以上のドライバーで一定の違反歴(信号無視・通行禁止違反・安全運転義務違反など)がある場合は、運転技能検査に合格しないと免許更新ができません。また、サポートカー限定免許は、安全運転支援機能(衝突被害軽減ブレーキや、ペダル踏み間違い時加速抑制装置)を備えた車に限定して運転できるようにする制度です。調べてみたところ、自分が運転している車もサポートカーでした。75 歳以上のドライバーは、普通自動車を運転する際に高齢者マーク(もみじマーク)の表示に努める必要があります。